

交通安全通信

だいりくじゅうきゅうごうあきごう
第69号【秋号】

あき ぜんこくじゅうあんぜんうんどう
秋の全国交通安全運動

【期間】
令和七年九月二十一日

から
令和七年九月三十日までの
十日間です。

★運動の重点★
①歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

②ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

③自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

～地域交通安全センター～
スルガ自動車学校

〒424-0204
静岡市清水区興津中町522-1
フリーダイヤル0120-017-120



【違反や事故を みんなで減らそう】
自転車乗りにも 青切符

このところ、交通事故の総数は減っていますが、自転車の事故は増えています。自転車事故の主な原因は、信号無視や一時不停止などの違反で、自転車を利用する人のモラルが問われています。このよう な中、令和八年四月一日から、

自転車の違反にも、車と同じ様に「反則金」というペナルティが始まります。そこで、勘違いしがちなルールをいくつか。

自動車しか運転しないという方も、他人事ではありません。勘違いから、多くのトラブルが発生しています。

(一)自転車は歩道を走る？
自転車は車道が原則。歩道通行は①通行可の標識がある、②年齢一三歳未満、七〇歳以上、または体が不自由③やむをえない場合のどれかに限られていて、歩道の中でも車道寄りを徐行（すぐに止まる）ことができる速さ）となっています。

(二)自転車は路側帯を走る？
路側帯（歩道がない道路で、歩行者の通行場所として白線で区切られた部分）は、標識や年齢に関係なく走ることができますが、歩行者を妨げてはいけません。また、左側の路側帯に限りません。

(三)歩行者にベルを鳴らしている？
ベルを鳴らすのは、①警笛鳴らせの標識がある場所・

区間、②危険防止のためにやむをえない場合に限ります。「どいて」という意味で使ってははいけません。また、見通しの悪い交差点や曲がり角で鳴らすことも違反です。そのような場所では徐行しなければいけません。

【反則金】（一）六千円、（二）三千円
他にも勘違いされているルールがありますが、続きは次回に。

車は自転車にやさしく、自転車は歩行者にやさしく走りましょう。

安全・安心な道路を作るのは、あなたです！
【普通自転車等及び歩行者等専用】

【警笛鳴らせ】



自転車安全利用五則

①車道が原則、左側を通行（歩道は例外、歩行者を優先：原則として道路の左側を通行しましょう。歩道は歩行者が優先です。すぐに停止できる速度で通行しましょう。）

②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認：自転車も信号を守りましょう。一時停止標識のある場所では必ず止まって左右の安全確認をしましょう。

③二時不停止は3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金が課されます。

④夜間はライトを点灯：夜間は、進路前方の安全を確認するため、必ずライトを点灯しましょう。

⑤飲酒運転は禁止：自転車は車両です。お酒を飲んで運転することは禁止されています。

⑥ヘルメットを着用：事故による被害を軽減させるため、自転車に乗車する場合は、

乗車用ヘルメットを着用するよう努めましょう。
★ながら運転も絶対ダメ！
スマホやゲームの操作をしながらの運転は大変危険です。傘を差しながら、イヤホンで音楽を聴きながらの運転もやめましょう。周りの音が聞こえないのは危険です。

（イヤホンを装着した状態で自転車に乗った場合、スマホ等のながら運転をした場合5万円以下の罰金が課されます。）



反射材の有無で見え方が異なります

【明るく、目立って、光って！】

歩行者や自転車利用者が夕暮れ時・夜間・明け方に交通事故に遭わないようにするためには、反射材を活用することが効果的です。反射材を身に付けていると、ドライバースに自分が道路

にいることを早めに知らせることが出来ます。交通事故に遭いにくくなるメリットがあります。



【一般社団法人反射材普及協会ホームページより】



秋になると暑さも和らぎ、釣りに出かける人も増えると思います。しかし海が穏やかでも**事故に遭う危険性**はあります。今回は安全に釣りを楽しむために何が必要か考えてみましょう。

●釣り中の事故について
令和六年の海上保安庁の統計によれば、陸上で釣りをしていた際に事故に遭った人は全国で二百十六人でした。

このうち死者・行方不明者数は七十四人と三人に一人を超える割合で発生しています。

この事故の多くは海に落ちてしまい、助けを求めるものでした。

海に落ちてしまう原因として、釣りをする場所は海水でぬれてすべりやすくなっていることや、磯場などの足場が不安定で危険な場所です。釣りをする人もいるため、

足をすべらせたり、バランスを崩したりするケースがあります。

事故に遭わないために

- 立ち入り禁止区域と設定されている場所には絶対に入らず、安全な場所で釣りをしましょう
- 行き先や帰る時間を家族などに伝えて、単独行動はしないようにしましょう
- 釣りをする場所は、海水ですべりやすくなっているため、すべりにくい靴をはくようにしましょう

このほかにも、万が一事故に遭った時に備えて「ライフジャケットの着用」「連絡手段を確保するため、防水バックに入れたスマートフォン」を「海上保安庁の緊急通報ダイヤル112番」重要です。

トフオンを持ち歩く」「海上保安庁の緊急通報ダイヤル112番」重要です。

釣りキチ三平ステッカープレゼント

漫画「釣りキチ三平」と関東小型船安全協会しみず支部がコラボした安全啓発

ステッカーをプレゼントします！これは「釣りをするときもライフジャケットを着ることが当たり前」という認識につなげてほしいと願って作成されています。

ステッカーが欲しい方は返信用封筒を同封の上、海の事故防止のために対策していることや気をつけていることなど、コメントを添えて**応募してください！**

送り先：〒424-0944 静岡市清水区築地町5-6 清水マリナー内
関東小型船安全協会
しみず支部 あて
TEL 054-352-813

